

下呂市告示第 124 号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

下呂市長 山 内 登

1 委託した公金事務

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、及び国民健康保険税の収納事務

2 指定公金事務取扱者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

代表者 高橋 譲太

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日